

政令第三百七十六号

証券取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第一条第三号及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

証券取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成十八年十二月十三日とし、同条第四号に掲げる規定の施行期日は、次の各号に掲げる規定の区分に従い、当該各号に定める日とする。

一 証券取引法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第二条中証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の三十の二の改正規定を除く。） 平成十九年一月一日

二 証券取引法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第二条中証券取引法第二十七條の三十の二の改正規定に限る。） 平成十九年四月一日